

裁判例に見る

税理士損害賠償の  
回避ポイント

弁護士法人 みらい総合法律事務所

弁護士・税理士 谷原 誠 著

LOGICA  
ロギカ書房

## はじめに

「税理士は、税務に関する専門家として、納税義務者の信頼にこたえ、納税義務の適正な実現を図ることを使命とする専門職であり（税理士法1条参照）、納税者から税務申告の代行等を委任されたときは、委任契約に基づく善管注意義務として、委任の趣旨に従い、専門家としての高度の注意をもって委任事務を処理する義務を負うものと解される。」（東京地裁平成22年12月8日判決（判例タイムズ1377号123頁））

この高度の注意義務に違反し、その結果、依頼者に損害を生じさせた場合には、債務不履行に基づく損害賠償義務を負う。

また、契約関係にあらうとなかろうと、税理士の行為が不法行為の要件を満たす時も、同じく損害賠償義務を負うことになる。

株式会社日税連保険サービスのホームページ（<https://www.zeirishi-hoken.co.jp/zeibai/index.html>）に掲載されている税理士職業賠償責任保険事故事例（2023年7月1日～2024年6月30日）によると、保険金の支払状況は、2020年は22億5600万円、2021年は17億7000万円、2022年は18億300万円、2023年は23億7200万円とされている。

著者が代表社員を務める弁護士法人みらい総合法律事務所では、「税理士を守る会」という税理士だけが会員になれるリーガル・サービスを提供しているが、そこでは、日常的に、税理士損害賠償の相談がある。前述の税賠保険の統計や判例集に掲載される税理士損害賠償の裁判例は、氷山の一角であり、実際には、その何倍もの税理士損害賠償請求がされ、訴訟にならずに和解により解決され、または、訴訟上の和解で解決しているのが実情である。

また、税理士から当事務所に寄せられる税理士損害賠償の相談は、税理士になって初めての経験である、ということが多いことも特徴である。つまり、これまで一度も損害賠償請求をされた経験のない税理士であっても、いつ、自分が当事者になるかもしれない、ということである。

その意味でも、税理士は、税理士損害賠償で訴訟に発展した事例にどんなものがあるのか、また、税理士が勝訴、または敗訴した税理士損害賠償の回避ポ

イントはどこにあるのか、について知っておくことが、自ら税理士損害賠償の当事者にならないための有益な知識となると考える。

そこで、本書では、比較的最近の税理士損害賠償の裁判例をピックアップし、事案、争点、双方の主張、判決を紹介した上で、その訴訟において回避ポイントについて解説を試みるものである。

本書が、税理士の先生方の税理士損害賠償の発生の防止に役立つことがあれば、これほどの幸せはない。

2024年11月

弁護士・税理士 谷原 誠

# 目次

---

## 第1部 税理士損害賠償の基礎知識.....1

---

## 第2部 裁判例解説.....13

賠償額制限条項の不適用 (税理士敗訴)  
福岡地裁令和5年6月21日判決 (TAINS Z999-0182) .....14

住宅ローンに係る誤った助言による損害賠償請求 (税理士敗訴)  
東京地裁令和4年5月16日判決 (D1-law.com 29070968) .....30

誤った助言による過大な相続税の納付 (税理士勝訴)  
東京地裁令和4年4月19日判決 (TAINZ Z999-0180) .....43

事前通知のない税務調査を拒否した税理士の義務違反 (税理士敗訴)  
千葉地裁令和3年12月24日判決 (TAINS Z999-0179) .....60

税額算定の誤りによる過大な租税債務負担 (税理士敗訴)  
東京地裁令和3年11月11日判決 (D1-Law.com 29067753) .....70

経費の架空計上に係る税務上の適切な助言・指導の懈怠 (税理士勝訴)  
東京地裁令和3年8月4日判決 (D1-Law.com 29065956) .....87

**委任契約書の責任制限条項の有効性** (税理士敗訴)  
横浜地裁令和2年6月11日判決 (TAINS Z999-0178) .....97

**横領に関する税理士の報告・是正・指導に係る善管注意義務** (税理士一部敗訴)  
東京地裁令和2年2月20日判決 (TAINS Z999-0181) .....117

**課税の発生に係る助言義務違反の有無** (税理士敗訴)  
東京地裁令和1年10月15日判決 (D1-Law.com 29056239) .....131

**役員退職金に係る助言義務違反の有無** (税理士勝訴)  
東京地裁平成31年1月11日判決 (ウエストロー・ジャパン 2019WLJPCA01118009)  
.....142

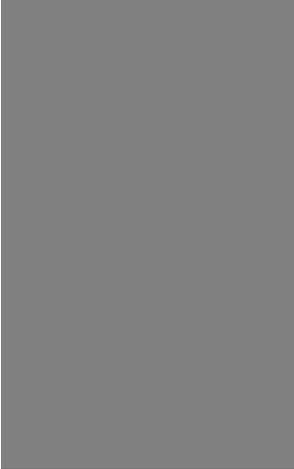
**遺言に基づかない相続税申告による不必要な相続税納付** (税理士敗訴)  
東京地裁平成30年2月19日判決 (TAINS Z999-0172) .....153

**取引実態と乖離した確定申告に係る損害賠償請求** (税理士勝訴)  
東京地裁平成27年11月26日判決 (D1-Law.com 29015538) .....165

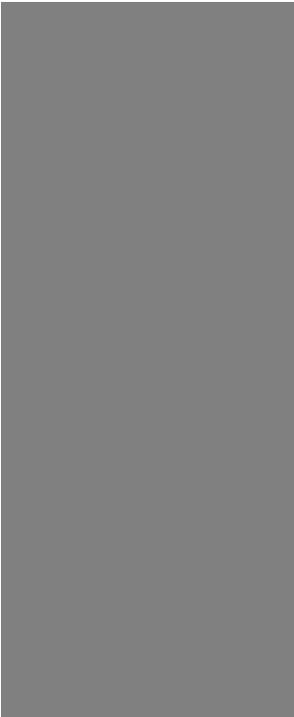
**申告期限の経過による無申告加算税、延滞税等** (税理士勝訴)  
東京地裁平成27年3月9日判決 (D1-Law.com 29024890) .....180

**消費税の課税形態の助言をしなかったことに係る損害** (税理士勝訴)  
東京地裁平成26年3月26日判決 (TAINS Z999-0156) .....192

**相続人の日本国籍喪失を確認せず申告** (税理士敗訴)  
東京地裁平成26年2月13日判決 (TAINS Z999-0145) .....205



# 第1部 税理士損害賠償の 基礎知識



## 2 第1部 税理士損害賠償の基礎知識

税理士が依頼者から損害賠償請求をされる場合、「債務不履行責任」あるいは「不法行為責任」に基づいて行われる。そこで、税理士の損害賠償責任の法的根拠について概説する。

### 1 債務不履行責任

#### (1) 債務不履行の要件

民法415条は、「債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。」と規定する。

債務不履行責任に基づく損害賠償請求は、この規定に基づくものである。要件は、以下のとおりである。

- ① 債務の存在
- ② 債務の本旨に従った履行をしなかったこと
- ③ 損害の発生
- ④ 債務不履行と損害との因果関係

これらについては、依頼者側が主張立証責任を負担するとされている。これに対し、税理士は、「その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるとき」であることを主張立証しなければ責任を免れることができない。

債務不履行には、次の3つの種類がある。

- ① 履行遅滞（債務の履行が可能であるのに履行期を徒過すること）
- ② 履行不能（債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であること）
- ③ 不完全履行（不完全な給付をしたこと）

「債務の本旨に従った履行をしないとき」とは、法律の規定、契約の趣旨、取引慣行、信義誠実の原則等に照らして適当な履行をしないことである。そこで、税理士と依頼者との関係がどのような契約に該当するのか、が問題となる。

契約の内容に関しては、契約自由の原則により、税理士と依頼者との間で自由に取り決めることができる。多くの場合は、税理士法2条1項所定の業務を行う旨の契約が締結されている。この点、最高裁昭和58年9月20日判決は、「本件税理士顧問契約は、被上告会社が、税理士である上告人の高度の知識及び経験を信頼し、上告人に対し、税理士法二条に定める租税に関する事務処理のほか、被上告会社の経営に関する相談に応じ、その参考資料を作成すること等の事務処理の委託を目的として締結されたというのであるから、全体として一個の委任契約であるといえることができる。」として、税理士と依頼者顧問会社との契約を委任契約であると解釈した。税理士と依頼者との間の契約は、多くの場合、委任契約と解釈されると思われる。

委任契約は、「委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。」(民法643条)とされている。そして、法律行為ではない事務を委託する場合には、「準委任契約」となり、委任契約の規定が準用される(民法656条)。税理士法2条2項に規定する「会計帳簿の記帳の代行」は、法律行為を委託するものではないから、準委任契約ということになる。

なお、税務代理を伴わず、税務申告書の作成のみを委託され、税務申告書の完成に対して報酬が支払われる場合には、「請負契約」と解釈される場合があるであろう。

請負契約は、「請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。」(民法632条)と規定されている。

以上から、税理士の債務不履行責任とは、税理士と依頼者との間の「委任契約」「準委任契約」「請負契約」、あるいは、それらの混合契約によって要求される適当な債務の履行をしない場合に発生する、ということになる。

## (2) 免責事由

債務不履行の要件を満たした場合、税理士は、「その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるとき」であることを主張立証しなければ

#### 4 第1部 税理士損害賠償の基礎知識

責任を免れることができない。

この点、東京地裁平成22年12月8日判決（判例タイムズ1377号123頁）は、「税理士は、税務に関する専門家として、納税義務者の信頼にこたえ、納税義務の適正な実現を図ることを使命とする専門職であり（税理士法1条参照）、納税者から税務申告の代行等を委任されたときは、委任契約に基づく善管注意義務として、委任の趣旨に従い、専門家としての高度の注意をもって委任事務を処理する義務を負うものと解される。」と判示している。この善管注意義務に違反した場合には、「債務者の責めに帰する」と判断されることになる。

#### (3) 履行補助者

履行補助者とは、債務を履行するために債務者が履行過程に投入した者のことである。税理士の職員のみならず、他の開業税理士に再委託した場合も履行補助者に該当する。

#### (4) 過失相殺

税理士の債務不履行に基づく損害賠償責任が発生する場合であっても、依頼者の側にも、債務不履行自体、または債務不履行による損害の発生ないし拡大に関して過失があったときは、裁判所は、損害賠償の責任及びその金額を定めるにつき、これを斟酌して減額することがある。これが「過失相殺」である。民法418条は、「債務の不履行に関して債権者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の責任及びその額を定める。」と規定し、債務不履行において過失相殺の制度を定めている。

#### (5) 損益相殺

税理士の債務不履行によって依頼者が損害を被った場合であっても、依頼者が同一の原因によって利益を受けた場合に、損害と利益との間に同質性があるかぎり、損害額から依頼者が受けた利益額を控除した額をもって、損害賠償額とする。これを「損益相殺」という。たとえば、税理士の善管注意義務違反により消費税の過大納付を余儀なくされた場合に、同時に法人税額が減少しているときは、その金額を損害額から差し引くことになる。

## (6) 消滅時効

債務不履行に基づく損害賠償請求権は債権であり、債権には、「消滅時効」という制度がある。「消滅時効」は、債権を一定期間行使しない時に、その債権を消滅させる制度である。

民法は、次のように定めている。(2020年4月1日以降に損害賠償請求権が発生した場合)

### 民法第167条

1 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。
- 二 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。

消滅時効は、当事者が「援用」することによって、効力が発生する。したがって、税理士が、消滅時効により損害賠償債務を免れようとするときは、内容証明郵便などによって、「消滅時効を援用する」旨、依頼者に通知することが必要となる。

まず、依頼人が税理士に対し、損害賠償請求ができることを知った時から5年で時効消滅し、知らなかったとしても、損害賠償請求権が成立し、請求可能となった時から10年で時効消滅することになる。

2020年4月1日より前に損害賠償請求権が発生した場合には、改正前民法が適用され、債権者が権利を行使することができる時から10年間行使しないときは、時効により消滅する。

## 2 不法行為責任

### (1) 不法行為の要件

不法行為に基づく損害賠償責任は、民法709条に規定されている。同条は、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」と規定する。

不法行為は、契約関係があってもなくても、一定の要件を満たせば成立する

## 6 第1部 税理士損害賠償の基礎知識

ものである。

したがって、契約関係にない第三者から不法行為に基づく損害賠償請求をされることがある。

不法行為の要件は、以下のとおりである。

- ① 故意・過失
- ② 責任能力
- ③ 権利又は法律上保護される利益の侵害
- ④ 損害の発生
- ⑤ 行為と損害との間の因果関係

### ① 故意・過失

「故意」は、「結果の発生を認識しながらそれを容認して行為する」ことである。

「過失」は、「損害の発生を予見し、これを防止する注意義務があるのに、これを怠ること」である。そして、損害の発生についての「予見可能性」と、損害の発生について「結果回避可能性」があることが必要である。損害の発生を予見でき、かつ、その結果を回避できたにもかかわらず、回避しなかった場合に過失が認められる、ということになる。

故意・過失の立証責任は被害者側が負担する。

### ② 責任能力

責任能力は、自己の行為が違法なものとして法律上非難されるものであることを弁識しうる能力があることである。

### ③ 権利又は法律上保護される利益の侵害

不法行為が成立するのは、税理士の善管注意義務によって過大な納税が発生し、依頼者の財産権が侵害された場合のように、権利侵害の場合に限らず、「法律上保護される利益」が侵害した場合も含む。

証明書の添付漏れにより、相続税の納税猶予措置が受けられなかった事例について、東京地裁平成16年3月31日判決（TAINS Z999-0097）は、「享受し得

る高度の蓋然性があったと認められる本件納税猶予措置を受けることができなくなり、ひいては、納税免除を受ける可能性のある地位を確定的に喪失させられてしまったのであって、これにより相当な精神的苦痛を受けたと認められ、こうした被告の違法な行為によって原告の被った精神的苦痛に対しては、慰謝料の支払義務を免れない」と判示し、慰謝料100万円を認めた。また、守秘義務に違反したとして、慰謝料を認めた判例もある（大阪高裁平成26年8月28日判決、判例タイムズ1409号241頁）。

民法710条は、「他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。」と規定し、「財産以外の損害」に対する損害賠償を認めており、慰謝料は、精神的損害として、この「財産以外の損害」に含まれる。

## (2) 使用者責任

民法715条1項は、「ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。」と規定する。これを「使用者責任」という。

「事業の執行について」に関し、最高裁昭和40年11月30日判決は、「『事業ノ執行ニ付キ』とは、被用者の職務執行行為そのものには属しないが、その行為の外形から観察して、あたかも被用者の職務の範囲内の行為に属するものとみられる場合をも包含する」と、広く解している。

民法715条但書きは、「使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。」と規定するが、従業員から誓約書を徴求し、就業規則を設け、日常的に教育している程度では相当の注意をしたとは認められず、免責されない、と考えた方が良いただろう。

## (3) 過失相殺

民法第722条2項で、「被害者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができる。」と規定して、過失相殺の制度を

## 8 第1部 税理士損害賠償の基礎知識

設けている。

損害の公平な分担の理念の基づいている。

### (4) 損益相殺

債務不履行の項で述べた損益相殺については、不法行為に基づく損害賠償責任にも当てはまり、依頼者が損害と同時に利益を得た場合には、その額を損害から差し引くこととなる。

### (5) 消滅時効

不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効については、民法は、次のように定めている。

#### 民法第724条

不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないとき。
- 二 不法行為の時から20年間行使しないとき。

消滅時効の起算点は、「損害及び加害者を知った時」である。この解釈について、最高裁昭和48年11月16日判決は、「『加害者ヲ知りタル時』とは・・・加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況のもとに、その可能な程度にこれを知った時を意味するものと解するのが相当であり、被害者が不法行為の当時加害者の住所氏名を的確に知らず、しかも当時の状況においてこれに対する賠償請求権を行使することが事実上不可能な場合においては、その状況が止み、被害者が加害者の住所氏名を確認したとき、初めて『加害者ヲ知りタル時』にあたる」と判示している。

## 3 税理士の注意義務の9類型

税理士損害賠償責任に関する過去の裁判例を分析すると、問題となる注意義

務の種類は9つに分類される。

- ① 説明助言義務
- ② 有利選択義務
- ③ 不適正処理是正義務
- ④ 前提事実の確認義務
- ⑤ 積極調査義務
- ⑥ 税法以外の法令調査義務
- ⑦ 租税立法遵守義務
- ⑧ 正しく事実認定をする義務
- ⑨ 第三者に対する義務

以下では、各注意義務について概説する。

### ① 説明助言義務

税理士は、依頼者に対して関連税法及び実務に関して、有益な情報および不利益な情報を提供し、依頼者が適切に判断できるように説明及び助言をしなければならない。この説明助言義務が争点となる場合には、(1) そもそも説明助言義務を負うか、(2) 説明助言義務があることを前提として、説明助言をしたか、(3) 説明助言に誤りがあるか、が争いになる。

ポイントとしては、税理士が実際には説明助言をしたとしても、訴訟において、それを立証できなければ、損害賠償責任が認められてしまう可能性がある、ということである。税理士が説明助言した客観的資料がない場合に、証人尋問だけで説明助言の事実を立証するのはかなりハードルが高い。したがって、できる限り説明助言をしたことを証拠化しておくことが肝要である。また、業務を受任する場合に、必要な説明を記載した説明書ひな形を交付し、それに基づいて説明し、「説明を受けて理解した」旨の書面に署名押印を得ておくことも有用である。

### ② 有利選択義務

複数の選択しうる税務処理の方法がある場合において、法令の許容する限度で依頼者に有利な方法を選択する義務である。

神戸地裁平成14年6月18日判決（TAINS Z999-0052）は、「委任契約上、税理士として、相続税のための財産評価にあたり、財産評価基本通達を含む法令に則り、依頼者のためにできるだけ有利な評価を採用するようにする注意義務があり、そのため必要な質問や調査を尽くすべき義務があるというべきである。」と判示した。

### ③ 不適正処理是正義務

税理士は、税理士業務を行うに当たって、委嘱者が不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れている事実、不正に国税若しくは地方税の還付を受けている事実又は国税若しくは地方税の課税標準等の計算の基礎となるべき事実の全部若しくは一部を隠ぺいし、若しくは仮装している事実があることを知ったときは、直ちに、その是正をするよう助言しなければならない（税理士法41条の3）。また、依頼者の指示や説明などに不適正があった場合も、これを是正する義務がある。

東京地方裁判所平成24年12月27日判決（TAINS Z999-0141）は、「税務の専門家としての観点から、委任者の説明内容を確認し、それらに不適切な点があって、これに依拠すると適切な税務申告がされないおそれがあるときには、不適切な点を指摘するなどして、これを是正した上で、税務代理業務等を行う義務を負うと解される。」と判示した。依頼者の説明には、誤解や記憶違い、意図的な嘘などの可能性があるため、依頼者の説明を鵜呑みにせず、資料と整合しているか、矛盾点はないか、常に注意することが肝要である。

### ④ 前提事実の確認義務

税理士は、税務処理の前提となる事実について、資料を精査し、関係者に質問することにより前提事実を解明すべき注意義務がある。

税理士が必要な調査を行うことは当然であるが、訴訟において、調査したことを立証できるよう調査のプロセスと結果を証拠化しておくことが肝要である。

### ⑤ 積極調査義務

税理士は、税務処理をするにあたり、依頼者の説明や資料が不十分であるなどの場合には、依頼者に対して積極的に質問したり、資料提示を求め、調査する義務がある。

依頼者の説明や提出資料に漫然と依拠して業務を行うのではなく、資料の精査をすることが重要であるといえる。

### ⑥ 税法以外の法令調査義務

税理士は税務の専門家として、税法を調査する義務があることは当然であるが、税務処理をする前提として、税法以外の法令の適用が必要となる場合があり、この場合に税理士は、税法以外の法令の調査義務を負う。

税理士は、税務処理の前提として税法以外の法令の適用がある場合には、その法令を調査確認すべき義務を負うが、法律の専門家のような厳密な法令調査義務を有するものではなく、税理士として尽くすべき調査を行っていれば、善管注意義務違反になるものでない。

### ⑦ 租税立法遵守義務

税理士は、租税立法の文言に直接的に反する行為をしてはならないことはもとより、租税立法の趣旨に反する行為をしてはならない義務を負う。また、仮に通達に反する助言をする場合には、通達に反する旨、及び後日依頼者に不利益が生ずる可能性があること、後日の税務調査において、処理の妥当性を立証できる証拠を収集しておくよう助言する義務がある。

### ⑧ 正しく事実認定をする義務

税理士が業務を行う場合には、事案に適用すべき各種税法に関する法令を解釈し、事実を認定し、法令に事実をあてはめることになる。そこで、事実を正しく認定しなければ誤った処理となり、依頼者に損害を与える可能性がある。したがって、税理士は、正しく事実認定をする義務がある。

裁判では、(1) 税理士がいかなる調査をしたか、(2) いかなる資料に基づいて検討したか、(3) どのように判断したか、が検討されるため、必要な調

査をした上で、これらの資料を証拠として残しておくことが肝要である。

### ⑨ 第三者に対する義務

税理士が作成した税務書類は、依頼者により金融機関や大口債権者に提出され、それをもとに判断されて融資や取引等が行われることがある。しかし、税務書類に誤りがあったために、債権の回収が不可能になり、損害が生じた場合には、債権者は、損害の原因を作ったのが税理士であるとして、税理士に対して、不法行為に基づく損害賠償請求をする場合がある。これが、税理士の第三者に対する義務である。